

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十四号

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十八年六月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。